

## 東京都発達障害者支援センター(トスカ)の資料から (平成22年7月開催トスカ連絡協議会資料から一部抜粋)

### はじめに

都内においては、区市町村ごとに幼児期から学齢期を中心とした早期支援にかかわる体制整備が進められてきているが、その状況は自治体により格差があるのが現状である。さらに、成人期支援となると、殆どの地域において未着手の状況である。成人期の場合、就労および就労継続困難だけでなく、生活全体にかかわる多様な困難状況にある事例が多い。この数年は、アスペルガー症候群など高機能の発達障害に関する情報がテレビや新聞、雑誌などマスコミで取りあげられることが増えたこともあり、本センターには、「自分が、家族が、或いは学校や職場の仲間に発達障害があるのでは」という問い合わせや相談申し込みがこれまで以上に増えてきている。とくにこの1年間目立ったのは、一般の職場から「本人への対応に周囲の関係者が疲弊している。どうしたらよいか」という内容の相談が多くなってきたことである。発達障害者支援については、発達障害がある本人だけでなく、家庭における家族や保育所や幼稚園、学校をはじめとする地域社会、そして職場というように周囲の人たちへの理解啓発を確実にすすめていくことが求められている。

トスカの活動から現況をまとめると以下の通りである。

○相談の内容が多様であり、その後の支援を進めていく上での支援関係者づくりの過程が重要である

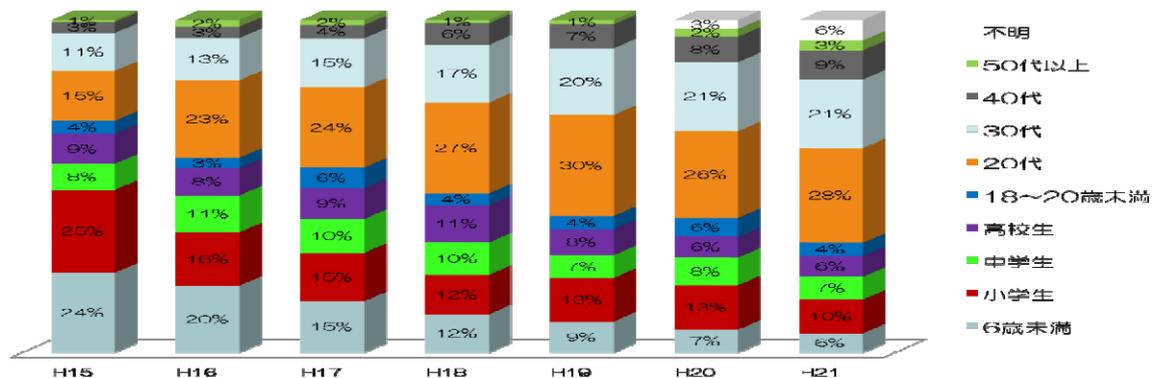
○家庭や地域生活が危機的状況に陥り、緊急対応を求めるケースが増加している（現在の障害者福祉制度の中では対応困難）

○支援人脈は広がってきているが、多様で複雑な問題に対応できる支援資源が現時点で少ない。また、支援者側も「要支援」状態にある。

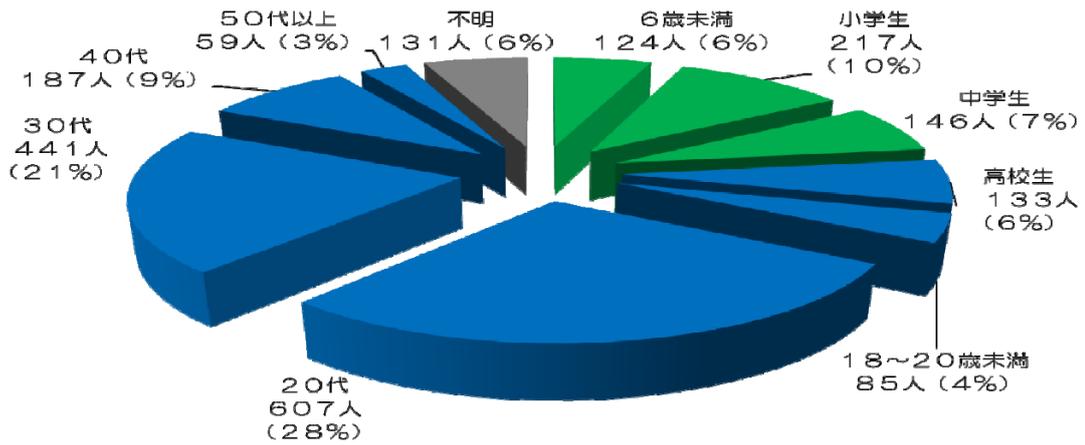
### (3)相談支援の実施状況

#### 1)相談利用者の概況など

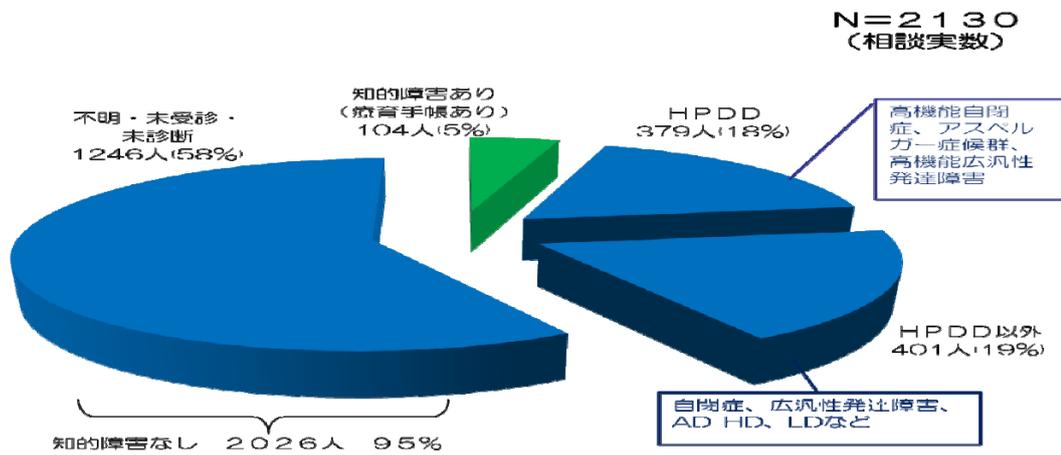
表—① 相談利用者数等の年次推移



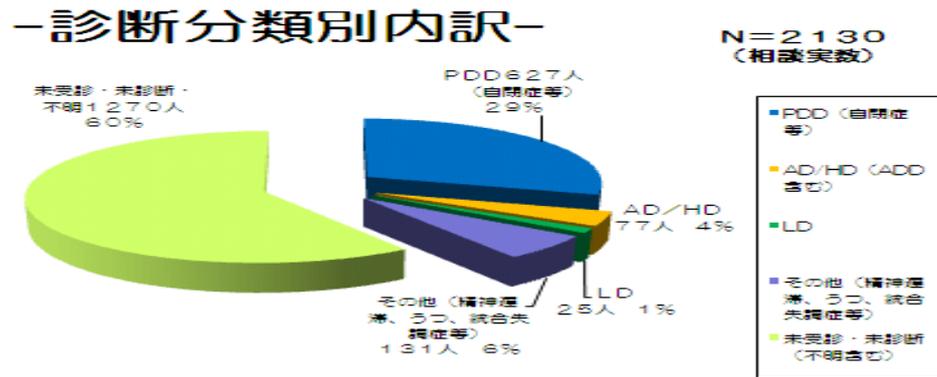
表一② 相談対象者の年齢区分(平成 21 年度)



表一③ 相談対象者の知的障害の有無



表一④ 診断分類内訳等



表一⑤相談者の居住地域内訳

**21年度 相談者の居住地域内訳**

※ 数字は相談件数

区部	1220	
市部	589	
西多摩郡	7	
島部	3	
都内(不明)	28	
都外	206	
総計		2,130件

表一⑥ 相談者の居住地域内訳表 区部

## 21年度 相談者の居住地域内訳

区部

※数字は相談実数

世田谷区	171	新宿区	59	渋谷区	34
練馬区	112	中野区	50	文京区	29
杉並区	96	北区	41	荒川区	22
大田区	73	江東区	53	港区	31
板橋区	52	目黒区	52	台東区	17
品川区	45	足立区	59	中央区	16
葛飾区	49	豊島区	40	千代田区	6
江戸川区	55	墨田区	28	合計	1220件

表一⑦ 相談者の居住地域内訳表 市部

## 21年度 相談者の居住地域内訳

市部

※数字は相談実数

八王子市	80	小金井市	21	清瀬市	14
立川市	20	小平市	28	東久留米市	14
武蔵野市	26	日野市	22	武蔵村山市	5
三鷹市	49	東村山市	16	多摩市	17
青梅市	8	国分寺市	27	稲城市	11
府中市	27	国立市	10	羽村市	0
昭島市	20	福生市	4	あきる野市	6
調布市	41	狛江市	26	西東京市	20
町田市	66	東大和市	11		計589人

## 2)相談内容について

### ①「情報提供」

「発達障害者支援法」が施行されて5年以上が経過しているが、現段階において「発達障害」に対応できる社会資源は少ないのが現状である。そのため、発達障害がある、またはその疑いがあるとする本人や家族などの当事者、あるいは支援関係者、就労している場合は雇用主、さらには、マスコミ関係など様々な方面から当センターに問い合わせが入る。以下がその内容である。

- 発達障害に対応可能な医療機関、療育や支援機関
  - ※発達障害の診断や継続して相談できる医療機関
  - ※学校以外に安心して利用できる場(学習の補完や仲間作り)
  - ※成人に対する継続した相談、就労も含めた社会生活支援機関
  - ※暴力など家庭内における過剰緊張状態にある本人や家族に対応可能な支援機関など
- 発達障害をもつ子どもへの対応がよい学校(小・中学校、高等学校)や自治体について
- 成人当事者が参加できるグループ活動、サロンなど
- 親、家族が相談出来る場、他の家族と知り合える場
- 年金や障害者手帳取得など、利用できる制度や施策について

### ②「教育」にかかわる相談内容

既に医療機関や教育相談等にかかわっているが、日常生活が具体的に改善の方向にすすまず、家族からの相談が多い。特に増えてきているのが、学校内での暴力、暴言、破壊行為等による出席停止の処分を受け、自宅待機が長期化している事例である。

- 学校生活に関して諸種の困難があり、どうしてよいかわからない
  - ※学習上の困難が増してくる
  - ※本人の言動が周囲の人たちと馴染まないことから誤解され、頻繁な注意や叱責、いじめやからかいを受けやすく、また、周囲からの孤立により学校生活が不安定
  - ※学校生活の流れに沿えない、ルールや規則を守ることができない。結果的に他人への暴力、暴言、破壊行為と発展しやすく、改善の方向に進まない。
  - ※学校に行きたがらない。学校に行かない状態が長期化している。

### ③「就労」にかかわる相談内容

本人、家族、支援関係者、雇用主などそれぞれの立場から、就労に関わる様々な困難状況とそれへの具体的な対応法に関するアドバイスを求めるものが多い。

就労困難、就労継続困難の実態は多様である。障害者手帳を取得できても、その先のすすめ方は支援機関も雇用現場も試行錯誤の段階である。また、障害者雇用に限らず、一般の職場においても発達障害についての認識と具体的な対応をせざるを得なくなっている。

- 就労できない。就職しても長続きしない。
  - ※資格を取得したり、就労に向けたトレーニングを受けたが、就職につながらない
  - ※(家族から)在学中から就活しているが就職できない。誰にも頼らず一人で動き続けている
  - ※一般就労の経験もあり、一定程度の業務実績もあるが、うつなどの気分障害があり、休職、離職している

- 安定した職に就くことができない。
  - ※短期間のアルバイトや日雇いなど不安定就労が続く。
- 職場の同僚や上司との人間関係がうまくいかない。職務をこなすことができず、辛い。
- 就労支援担当者との意思疎通が難しく、就労上の困難が解決しにくい。
- (支援関係者や事業主から)本人にどう対応してよいかわからない。
  - ※本人側の自己認知がすすまない
  - ※本人に関係する周囲の側が疲弊している

#### ④「家庭生活」にかかわる相談内容

幼児期については、各地域ごとに早期支援の体制が整備されつつあり、早期発見から早期支援としての相談・療育がすすめられている一方で、日常生活上の親側(とくに母親)の不安やストレスが強く、家庭内が過剰緊張状態にある事例が多い。就学以降は年齢が高くなるにつれ、家庭や学校における本人と周囲との関係性からくる諸種の困難が生じ、対応に苦慮する家族側からの相談が多くなる。成人期になると、本人から家庭及び社会生活における生活困難を訴える相談が多くなっている。

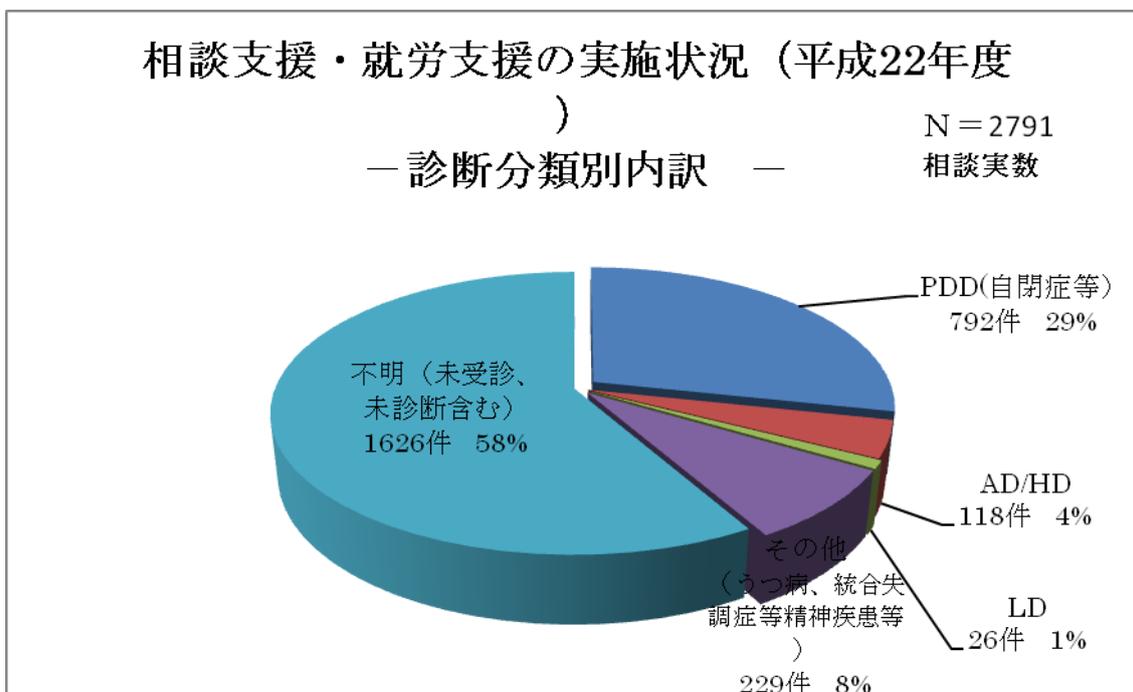
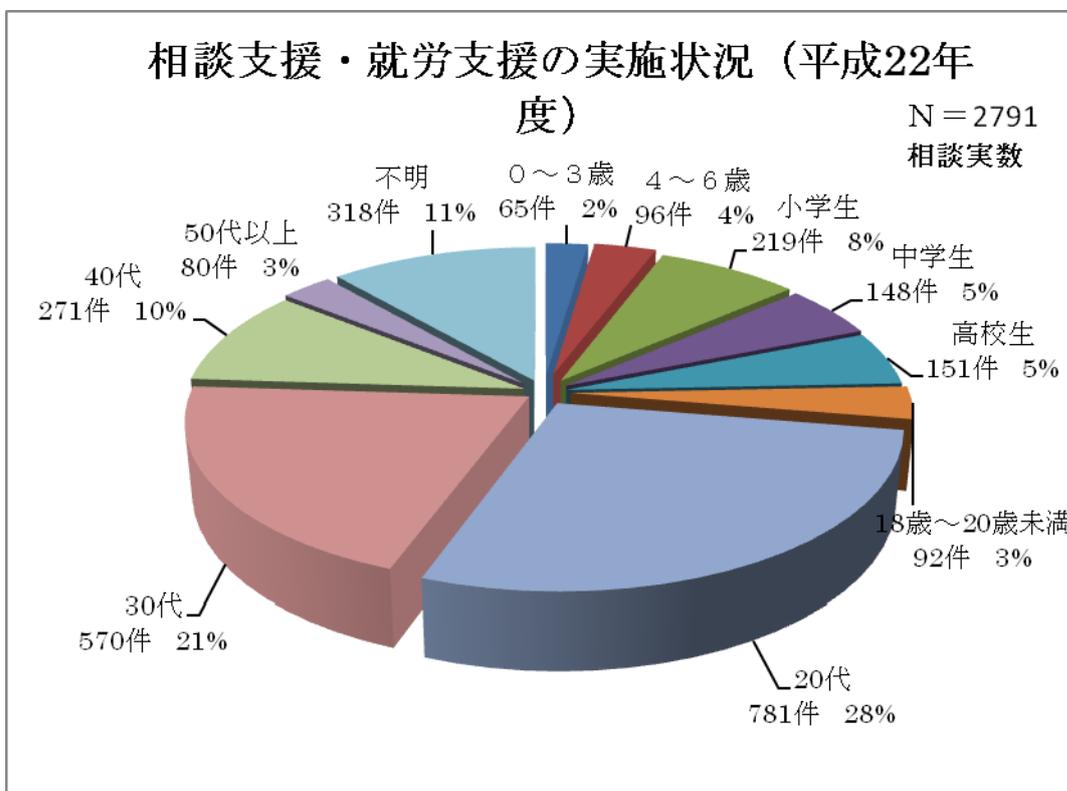
- ひきこもりが長期化している。
- 親子間・夫婦間における不和(家庭生活が安定しない、信頼関係が築けないなど)
- 親子の力関係の逆転による(家庭内暴力の激化など)親側の不安が強い。
- 家族、家庭以外に本人に対応できる人や場がない。
- 家族をはじめとする周囲の理解が得られず不安が強い。相談出来る場所がない。
- 社会資源や制度が未整備であり、社会的支援が受けられない。
- 親の高齢化による生活の不安定、或いは親亡き後の本人の生活に不安がある。
- 中高年の男女の生活苦の問題

#### (4)関係機関との支援連携について

- 1) 本センターにおいて相談受理したケースについて、相談後の援助をすすめるために、関係諸機関との連絡・連携を積極的に行い、支援人脈の開拓に務めている。とくに、医療機関との連携は不可欠であり、診断前後、或いは家庭や地域における困難状況への介入についての連携は個別の事情に応じて丁寧な連絡に努めた。
- 2) 啓発・研修については、他機関や関係者からの依頼に対応しながら、本センター、都精神保健・医療課と共催で、支援者育成のための講座を企画実施した(年5回)。

### 3. 今後の課題として考えていること

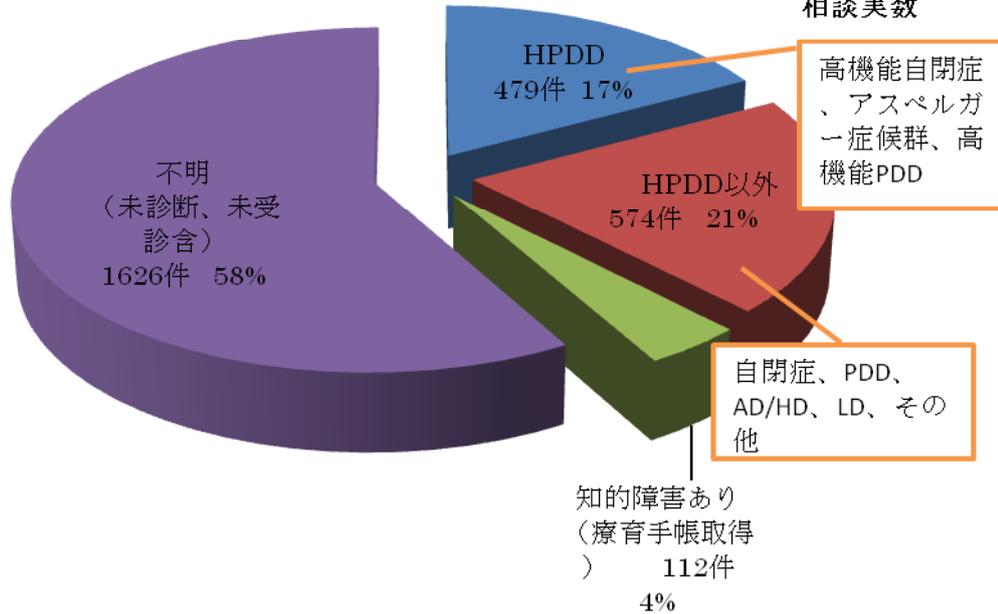
- 1) 発達障害にかかわる多様な内容を含む相談の受付窓口としての機能を強化する
  - ・支援者として求められる対応(話し方や態度、相談のすすめ方など)の基本についての共通認識をもつ
  - ・相談受理の段階における「みとり」(事例をどのように捉えるのか)と支援のための「みたて」について連携する
  - ・発達障害にかかわる情報を支援者間で共有する
- 2) 相談窓口からつなぐことができる具体的な居場所や行き場所を確保する
  - ・現実的であるが緩やかで安心して社会参加が体験できる場をつくる



## 相談支援・就労支援の実施状況（平成22年度）

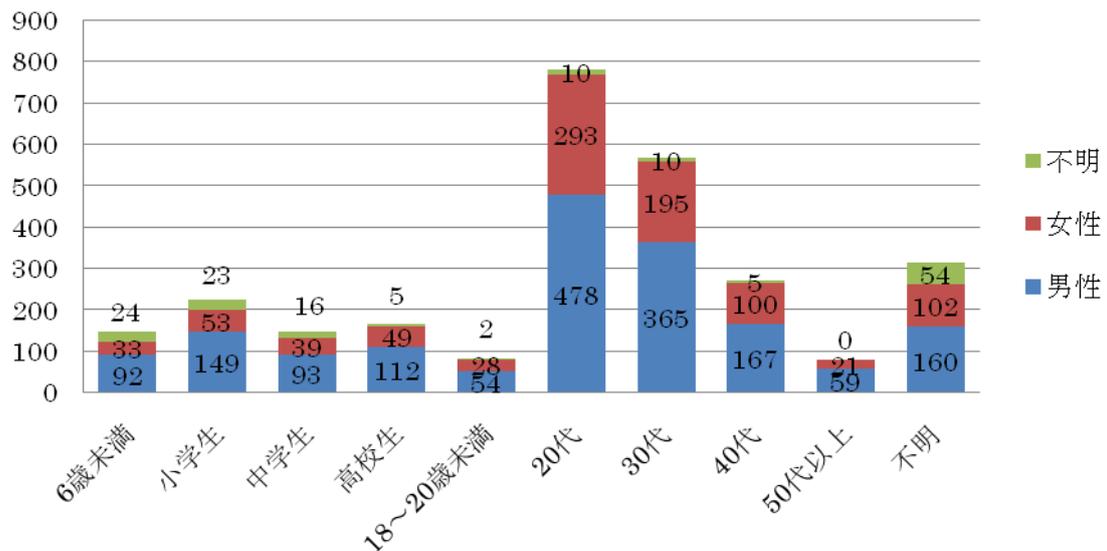
### — 知的障害の有無 —

N = 2791  
相談実数



## 相談支援・就労支援の実施状況（平成22年度）

### — 年代別男女比率内訳 —



文京区（平成 22 年度）TOSCA 集計分

**発達障害者人数**

	実数	延件数
相談支援	13	18
窓口相談 （予約なし）	5	5
就労支援	2	2
合計	20	25

男女別人数

相談支援、就労支援合計

	実数
男性	13
女性	7
合計	20

年代別

相談支援、就労支援合計

	実数
1 歳～6 歳	1
小学生	1
20 代	7
30 代	9
40 代	2
合計	20

手帳取得

相談支援、就労支援合計

	実数
身体	0
知的	1
精神	5
手帳なし	14
合計	20